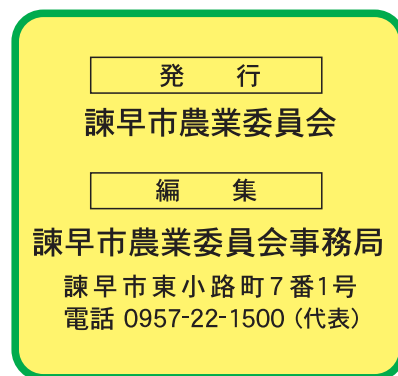




諫早市小長井町（田原いもんこ）

～お知らせ～

農業委員会総会の開催は毎月末です。
(総会は傍聴することが出来ます)

◎農地の売買・貸借・転用申請の受付締切りは、
毎月14日です。(14日が土・日・祝日のときは、その直前の休日でない日となります)

◎農地に関することは地元農業委員・農地利用
最適化推進委員または農業委員会事務局へ
お尋ねください。

農地の貸借契約は、
農業委員会を通して行いましょう!

法律に基づく手続きをしていない農地の貸借は、
公に効力がなく、権利や義務を主張できないこと
があります。

思わぬトラブルに巻き込まれることもあります。
トラブルを避けるためにも、農地の貸借は、必ず
農業委員会または農地中間管理機構を通して行い
ましょう!

新年のご挨拶



諫早市農業委員会
会長 山開 博俊



新年あけましておめでとうございます。

皆様方におかれましては、輝かしい新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

また、日頃から農業委員会の活動に對しまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年は、全国的に新型コロナウイルス感染症の長期化による農産物価格の低迷や原油価格の高騰による経費の増大など農業経営を行う上で非常に厳しい年となりました。

国においては、農業の成長産業化や所得の増大を進めるため、生産基盤である農地について、健全性を図りながら、持続性をもって最大限利用されるよう人・農地などその関連施策の見直しを進めています。

本市農業委員会においては、主たる使命である「農地等の利用の最適化の推進」を図るため、農業委員二十名と農地利用最適化推進委員三十八名の五十八名体制で、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止や解消、農業への新規参入の促進などについて、関係機関と連携して取り組んでおりますのでご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、本年も皆様方のご健勝とご多幸を心からご祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書」の提出

令和3年11月29日(月)に、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書」を市長に提出しました。

この意見書は、農業委員と農地利用最適化推進委員が日頃の活動を行うなかで、農家からの意見や要望を取りまとめたものです。その内容については下記のとおりです。

◎担い手への農地利用の集積・集約化の推進

- * 基盤整備事業の更なる実施を求め、特に中山間地域における耕作条件整備の推進や地域の農業が維持・継続できるような支援策の構築を要望。
- * 事業効果が確認されている水田地域における排水対策事業の継続を要望。

◎耕作放棄地の発生防止と解消に関する施策の推進

- * 「人・農地プラン」の実質化や農業振興地域整備計画の見直しを図ることで、集中的な投資が可能となるように「守るべき農地」の明確化を要望。
- * 認定農業者等の支援事業として、市単独事業で実施する国県の補助対象とならない小規模な土地の基盤整備等について、事業の継続を要望。

◎新規参入等に関する施策の推進

- * 新規就農者は初期投資の負担が大きいため、地域の次世代の担い手となる新規就農者や規模拡大を図る親元就農者に対する支援を要望。
- * 定年後の帰農者のサポート体制など農業経営が確保されるまで地域で支える取組みの推進を要望。

◎有害鳥獣対策の継続

- * 有害鳥獣対策に関する施策の継続とメッシュ柵や電気柵の補修や更新等に対する支援を要望。
- * メッシュ柵や電気柵の設置に対する補助については、利用者数の要件があるため、個別に利用が可能となるように要件の緩和を要望。



山開会長から大久保市長へ意見書を提出

◎農地利用状況調査への支援

- * 農地利用状況調査の効率的・効果的な実施に有効なドローン及びタブレット端末などの先進機器の導入やシステム構築等に対する支援が行われるよう国等への働きかけを要望。

STOP! 農地の違反転用

★ 農地転用とは？

農地に住宅や倉庫を建てたり、農地を駐車場や資材置場として利用するなど、農地を農地以外の目的で利用することを「農地転用」といいます。

農地転用するには、許可申請または届出の手続きが必要です。

市街化区域内の農地を転用する場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで許可は不要となります。

また、2 アール未満の農地を自らの耕作又は養蓄のための農業用施設（堆肥舎、畜舎、農舎等）に転用する場合は許可不要となりますが、農業委員会への届出をお願いしています。



★ 手続きをしなかったり、許可どおりに転用しなかったら？

許可を受けずに農地転用した場合、許可を受けても事業計画どおりに転用していない場合、虚偽等の不正な手段により許可を受けた場合等は、農地法違反となります。工事の中止や原状回復等の命令がされることがあり、農地に復元するには相当の費用と時間がかかります。



★ 違反転用には厳しい措置が・・・ 罰則（農地法第 64 条、同第 67 条）

個人は 3 年以下の懲役または 3 0 0 万円以下の罰金

法人は 1 億円以下の罰金

★ 農地転用許可を受けられた方へ

農地転用の許可を受けて、農地を農地以外の用途に転用されましたら、不動産登記法の定めるところにより、地目変更の登記を法務局へ申請しなければならないとされています。転用が完了した後、速やかに地目変更登記の手続きを行ってください。

また、農地転用が完了しましたら、速やかに農業委員会事務局へ農地転用完了報告書の提出をお願いします。

「非農地通知書」が届いた方へ

既に森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれないと農業委員会が判断した土地については、所有者の方へ「非農地通知書」を発送しています。

通知が届いた方は、速やかに法務局で地目変更登記の手続きを行ってください。

農地の相続登記のお願い！

農地所有者が死亡されたときは、法務局で相続登記の手続きをお願いします。

登記完了後は、法務局から通知される登記完了証の写しを添付し、農業委員会事務局へ届出書の提出をお願いします。

※相続していない農地は、売買ができないほか各種事業の実施に問題となる場合があります。

購読のおすすめ!!



月 4 回金曜日発行 購読料月 700 円 [消費税込]

最新の農業・農政の情報がわかりやすくまとめられていて、読みやすい農業の専門誌です。

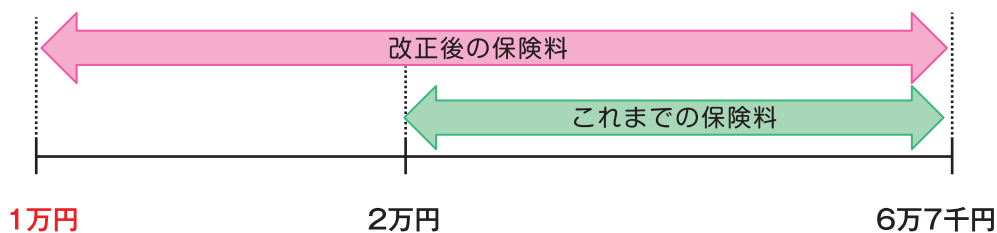
購読の申込みは、農業委員会へお気軽にご連絡ください。

若い農業者が加入しやすいように保険料が引き下げられました！**令和4年1月1日から**

平成14年1月から始まった新たな年金事業（新制度）のみが対象です。

35歳未満で要件を満たす方は、保険料の下限額が引き下げられました。従来の下限額：2万円 ⇒ **改正後：1万円**

【35歳未満の方の通常加入の保険料（千円単位で選択できます）】

**要件**保険料引き下げ（保険料1万円以上）の対象者は、**35歳未満で次の①～⑤のいずれにも該当しない方**

- ① 認定農業者かつ青色申告者
- ② 認定新規就農者かつ青色申告者
- ③ ①又は②の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者又は直系卑属
- ④ 認定農業者又は青色申告者
- ⑤ ①又は②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者

**留意事項**

2万円未満の保険料を選択した方が、35歳になった又は認定農業者になった等上記①～⑤のいずれかに該当した場合には、通常加入の保険料を2万円以上に変更又は政策支援加入の手続きが必要となりますので、ご注意ください。

ご注意ください**経営移譲年金・特例付加年金を受給されている方へ**

もうすぐ、農業所得の申告時期となります。

農業者年金のうち「経営移譲年金（旧制度）」「特例付加年金（新制度）」は、どちらも後継者への農業経営を移譲・継承したことで受給できる年金です。

この2種類の年金受給者が、**本人名義で農業所得にかかる申告をした場合**、農業経営を再開したとみなされ、当該年金の**支給停止**、あるいは**返還**が生じることとなります。くれぐれもご注意ください。

また、受給者本人の農業共済加入、経営所得安定対策等交付金の申請も同様です。